年　　月　　日

全国石油商業組合連合会

会 長 　　　　　　殿

（申請者） 住所

名称（団体名）

㊞

代表者名

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、先進的技術開発等支援事業業務方法書第３条第３項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

万一、この誓約書に違反することがございましたら、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

記

（１）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（３）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（４）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者

（５）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について２回以上不適合がある者

（６）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、交付申請を行う日付から過去２年の間に、資源エネルギー庁又は経済産業局から品質確保法第１７条の２に基づく指示に従わなかった者、又は要請を受けたにも関わらずその要請に従わなかった者

（７）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法第２０条第１項又は第２項の報告徴収、立入検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査又は試料の収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（８）申請資格者が揮発油販売業者の場合にあっては、品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し、必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者

（９）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は同法に基づき策定された「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者

（10）不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る。）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（11）別紙「暴力団排除に関する誓約書」各号に記載されている事項に該当する者

（12）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）（第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（13）本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者

（14）申請資格者が法人等（法人又は団体をいう。）の場合にあっては、その業務を行う役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）のうち、前１３号のいずれかに該当する者があるもの

以 上